

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
グアテマラ	クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画の贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,003,000千円 H23. 1.31まで	H22. 1.26 グアテマラで (同日)	日本側 鈴木一泉在グアテマラ大使 グアテマラ側 ロジェール・アロルド・ロダス・メルサル外務大臣	H22. 2. 9 44号
グアテマラ	グアテマラ国立公園文化遺産保存研究センター建設計画の贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	グアテマラ国立公園文化遺産保存研究センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	548,200千円 H25. 9.30まで	H22. 3.16 グアテマラで (同日)	日本側 鈴木一泉在グアテマラ大使 グアテマラ側 ロジェール・アロルド・ロダス・メルサル外務大臣	H22. 4. 2 158号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。